

多子軽減制度の例（ひとり親世帯等の特例（注6）を除く）

※4月1日時点で3歳以上の児童は無料になります。

※第3子以降の児童は無料になります。

【きょうだいが2人いる場合】

①第2子のみ保育所入所

	第1子	第2子
	小学校	保育所
負担額	-	基準額

【きょうだいが3人いる場合】

④第2・3子のみ保育所入所

	第1子	第2子	第3子
	小学校	保育所	保育所
負担額	-	半額	無料

※保育料徴収基準額表（表面）注5（2）の例

②第1子が幼稚園、第2子が保育所入所

	第1子	第2子
	幼稚園 （3歳以上児）	保育所
負担額	無料	半額

※保育料徴収基準額表（表面）注5（1）の例

⑤第1子が幼稚園、第2・3子が保育所入所

	第1子	第2子	第3子
	幼稚園 （3歳以上児）	保育所	保育所
負担額	無料	半額	無料

※保育料徴収基準額表（表面）注5（2）の例

③第1・2子ともに保育所入所

	第1子	第2子
	保育所	保育所
負担額	基準額	半額

※保育料徴収基準額表（表面）注5（1）の例

⑥第1・2・3子ともに保育所入所

	第1子	第2子	第3子
	保育所	保育所	保育所
負担額	半額	半額	無料

※保育料徴収基準額表（表面）注5（2）の例
（第3階層で第1子の児童は基準額）

※③～⑥については、きょうだいが別々の施設に通っている場合でも適用されます。

■は第3階層から第4階層の一部（所得割額（57,700円未満）の場合、無料になります。（注7）

■は第4階層の一部（所得割額（57,700円未満）の場合、半額になります。（注7）

【問い合わせ先】

こども家庭部こども保育課（TEL 443-2165）
 大山行政サービスセンターこども福祉係（TEL 483-2594）
 婦中行政サービスセンターこども福祉係（TEL 465-2125）

大沢野行政サービスセンターこども福祉係（TEL 467-5830）
 八尾行政サービスセンターこども福祉係（TEL 455-2461）